

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

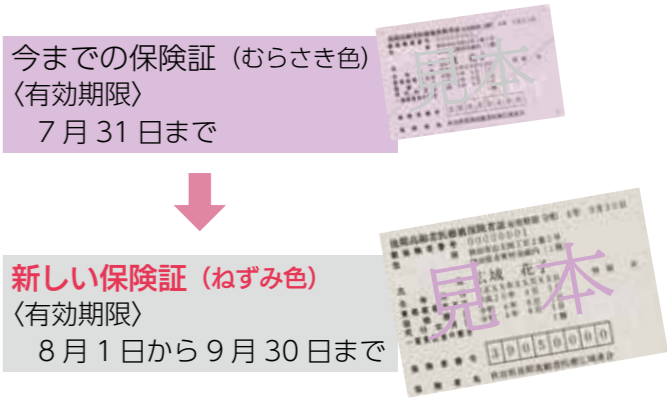
令和4年度は、後期高齢者医療の保険証を2回お届けします

10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている方の医療機関窓口での自己負担割合に、現行の「1割」と「3割」に加え、新たに「2割」が新設されます（詳細については、広報せんぼく9月1日号でお知らせします）。
これに伴い、例年は年に1回更新される保険証が、令和4年度は、次の2回に分けて送付されます。
7月と9月いずれも後期高齢者医療に加入されているすべての方に送付します。



- 1回目（ねずみ色）**
7月までにお届けする保険証
・有効期限が短い保険証です（令和4年9月30日まで）。
・「1割」または「3割」の保険証（2割負担の記載はありません）
- 2回目（水色）**
9月までにお届けする保険証
・有効期限が令和5年7月31日までです。
・「1割」「2割」「3割」の保険証

保険証は、市民生活課から簡易書留郵便で送付します。
8月1日以降は、新しい保険証（ねずみ色）をお使いください。
現在お持ちの保険証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら市民生活課、田沢湖・西木市民センターまたは各出張所の健康保険担当窓口へ返却していただくか、ご自分で判断するなどして廃棄してください。よろしくお願ひします。



現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和4年度も該当となる方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月までにお届けします。
現在、「限度額適用認定証」の交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和4年度も該当となる方については、8月1日からの「限度額適用認定証」を7月までにお届けします。

長期に入院（所得区分が低所得Ⅱ）したときの食事代について
入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、食事代が減額されます（前の保険の低所得Ⅱ区分での入院日数を合算できます）。
この減額の適用を受けるためには、申請が必要となりますので、詳しくは市民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について
ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします（7月・1月送付予定）。
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。
ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

後期高齢者医療保険に加入されている方で、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる症状がある場合に、その療養のため業務に服することができず、給与などの支払いを受けることができない期間について、傷病手当金を支給します。

交通事故などにあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。これには届出が必要ですので市民生活課国民健康保険係までご連絡ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料には、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。
所得の低い世帯の方の均等割額については、世帯主および被保険者の所得に応じて、次のとおり軽減される制度があります。

世帯主および被保険者の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額（43万円）+（給与・年金所得者などの合計数-1）※×10万円以下の場合	7割	13,293円
基礎控除額（43万円）+（給与・年金所得者などの合計数-1）×10万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）以下の場合	5割	22,155円
基礎控除額（43万円）+（給与・年金所得者などの合計数-1）×10万円+（52万円×世帯の被保険者数）以下の場合	2割	35,448円

※ 給与・年金所得者などは、次のいずれかを満たす方です。
▶ 給与収入額が55万円を超える方
▶ 公的年金などにかかる収入額が125万円を超える方（65歳未満の方は60万円）

該当する方の条件など	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
後期高齢者医療に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった方（制度加入後2年間）	5割	22,155円

【注意】
※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。
※令和4年4月1日時点で、すでに制度加入から2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって判定されます。

取扱金融機関
秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田およびこ農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

口座振替が便利です
保険料を納付書で納めていただく方については、納め忘れの心配がなく、かつ納付の手間も省ける、口座振替をおすすめしています。市内の各金融機関で随時申し込み可能です。
また、キャッシュカードがあれば市役所各庁舎窓口（税務課、角館・西木市民センター）でも手続きできます。

会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療保険に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった方については、均等割額が5割軽減され（所得が少ない方については7割軽減）、かつ所得額にかかわらず保険料の所得割額が免除されます。

なお、均等割額の軽減措置は制度加入から2年間有効です。

保険料額決定通知書などを7月15日に発送します

令和3年中の所得に応じて確定した令和4年度後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書（加入者の皆さまに送付します）。
保険料の徴収方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。
例年特別徴収されている方で、あっても、介護保険料などの状況によっては、年金天引きが停止されて納付書が同封される場合があります。届き次第必ずご確認ください。

問合せ

- ▶ 制度運営全般・保険料の算定…秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155
- ▶ 各種申請・届出…仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316
- ▶ 保険料の納め方…仙北市民税課 市民税係 ☎ 43-1117